

令和6年度

「みさとしらゆり送迎保育ステーション」及び 「みさとしらゆり第2送迎保育ステーション」の ご案内

【送迎保育のしくみ】

送迎保育ステーションで児童を預かり、専用バスを使用して市内の保育所へ送迎します。日中は在籍している保育所で保育し、夕方、再び送迎保育ステーションに戻って保育をします。

◆利用条件

市内居住かつ集団保育可能な児童で、以下のいずれかの条件を満たす方

- ① 保護者の通勤時間等（就労・疾病・就学等）の状況により、保育標準時間内（7：30～18：30）に送迎することが困難な場合。
- ② 兄弟姉妹の児童が別々の保育施設に入所している場合。（保育標準時間認定の場合に限る。）

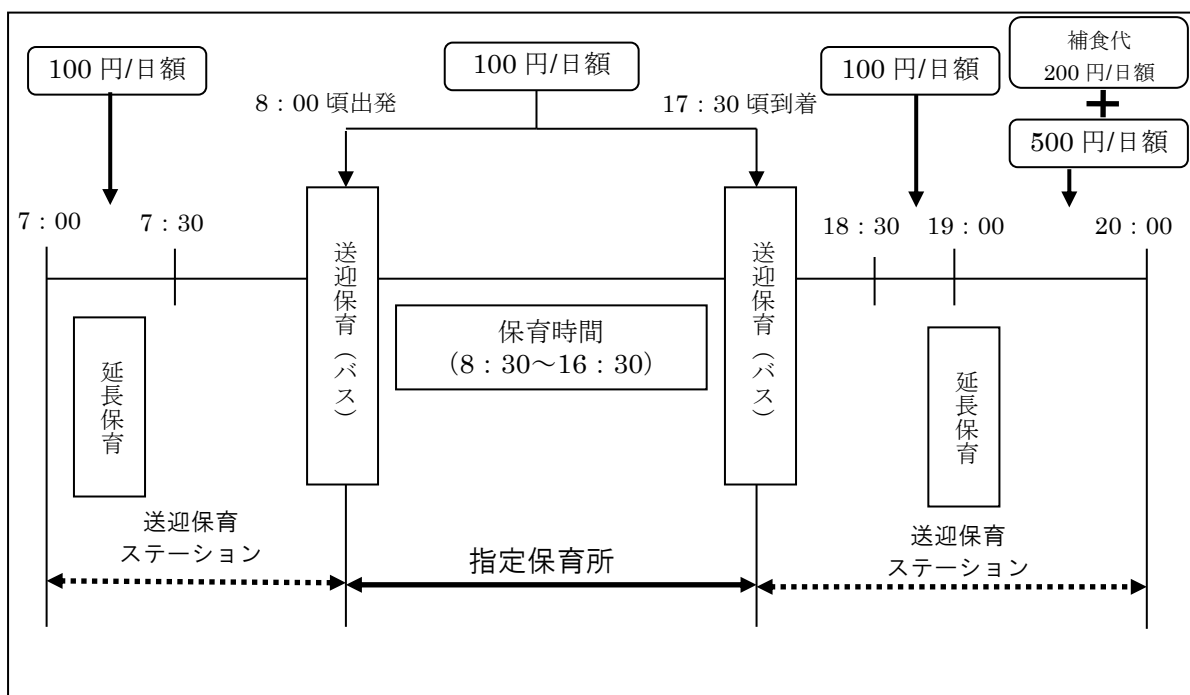
※送迎保育事業の利用申込みは、送迎先保育所(指定保育所)に入所（決定）している必要があります。

- ◆場 所 みさとしらゆり保育園（北・中央コース）
みさとしらゆり第2保育園（南コース）
- ◆定 員 90名(北コース、中央コース、南コース各30名ずつ)
- ◆対象年齢 満2歳以上
- ◆実施期間 月曜日から金曜日まで(国民の祝日、年末年始除く)
- ◆送迎時間 約1時間（7：45までに登園してください。）
朝の部 送迎保育ステーションを8:00頃出発
夕の部 送迎保育ステーションに17:30頃到着
- ◆料 金 日額 100円（月額 2,000円を上限）

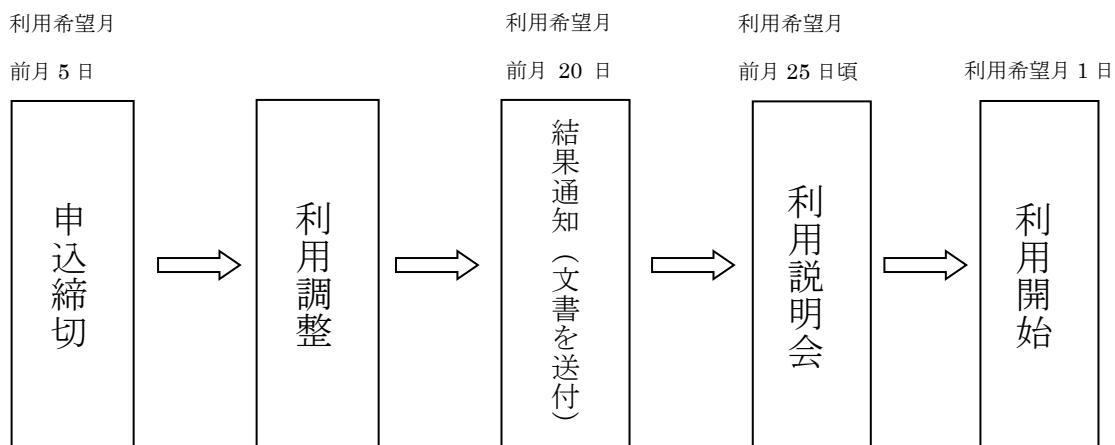
※朝夕の料金。朝又は夕いずれか一方の利用のみでも同額。
お支払いは月締めとなります。

◆延長保育 7:00～7:30、18:30～20:00

送迎保育ステーションの延長保育を利用することにより、最大 7:00 から 20:00 まで児童をお預かりすることができます。なお、延長保育を希望する場合、別に延長保育料がかかります。7:00～7:30、18:30～19:00 は日額 100 円、19:00～20:00 は日額 500 円。補食希望者は別途 200 円がかかります。



◆申込の流れ



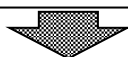
◆申込日程

利用希望月	受付期間	結果通知	利用説明会※
4月	3/1～3/11	3/18頃	3/26(火)
5月	3/12～4/5	4/20頃	4/25(木)
6月	4/1～5/7	5/20頃	5/27(月)
7月	5/1～6/5	6/20頃	6/26(水)
8月	6/3～7/5	7/20頃	7/25(木)
9月	7/1～8/5	8/20頃	8/26(月)
10月	8/1～9/5	9/20頃	9/26(木)
11月	9/2～10/7	10/20頃	10/28(月)
12月	10/1～11/5	11/20頃	11/26(火)
R7.1月	11/1～12/5	12/20頃	12/26(木)
R7.2月	12/2～1/6	1/20頃	1/27(月)
R7.3月	1/6～2/5	2/20頃	2/26(水)

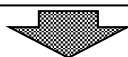
※利用説明会は、みさとしらゆり保育園（北・中央コースの方）、みさとしらゆり第2保育園(南コースの方)で行います。どちらも上記日程の午後2時から開始です。

◆申込方法

利用希望月の受付期間内に別紙「三郷市送迎保育事業利用申込書」及び「送迎保育利用にあたっての留意事項」に必要事項を記入し、三郷市すこやか課へ提出(郵送可)してください。※郵送の場合は必着



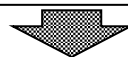
利用定員を超える申込者がいた場合、市は、必要性の高い児童から順に利用調整を行います。結果は、利用希望月の前月20日頃に発送します。



【利用決定の場合】「利用承諾通知書」を送付します。

【利用保留の場合】「待機通知書」を送付します。

【利用条件に合致していない場合】「利用不承諾通知書」を送付します。



新規利用承諾となった方は、上記日程の午後2時より行われる送迎保育説明会にお子さんと一緒に出席してください。利用は翌月から開始となります。

◆利用調整について

定員を超える申込者がいた場合、送迎保育必要性の認定基準表に基づき、「事由による指数」と「優先利用による指数」の合計を算出し、指数の高い方から利用調整を行います。

なお、4月選考につきましては、既に継続して利用している方の利用調整を行った後、新規申込の方の利用調整を行います。

《同点の場合の判断基準》

合計指数が同点の場合、家庭状況を以下の順番で比較し、送迎保育の必要性が高いと判断します。

①	事由による指数が高い方
②	自宅から利用中保育施設への直線距離が遠い方
③	保護者の市民税所得割額（保育料算定に利用する金額）が低い方

《令和6年度の指数表》

児童氏名	記入年月日	令和	年	月	日																																										
事由による指数 （※2つ以上の事由に該当する場合はいずれか高い方の指数）																																															
事由	細目	点数																																													
		父	母																																												
就労（外勤・自営中心者等※）	週5日以上	1日7時間以上の就労	20	20																																											
		1日6時間以上7時間未満の就労	18	18																																											
		1日5時間以上6時間未満の就労	16	16																																											
		1日4時間以上5時間未満の就労	14	14																																											
		1日7時間以上の就労	16	16																																											
		1日6時間以上7時間未満の就労	14	14																																											
	週4日	1日5時間以上6時間未満の就労	12	12																																											
		1日4時間以上5時間未満の就労	10	10																																											
		上記以外	2	2																																											
	週3日	1日7時間以上の就労	13	13																																											
		1日6時間以上7時間未満の就労	11	11																																											
	内職	月収6.1万以上	3	3																																											
月収6.1万未満		2	2																																												
就労（自営協力者・専従者）	週5日以上	1日7時間以上の就労	18	18																																											
		1日6時間以上7時間未満の就労	16	16																																											
		1日5時間以上6時間未満の就労	14	14																																											
		1日4時間以上5時間未満の就労	12	12																																											
		1日7時間以上の就労	14	14																																											
		1日6時間以上7時間未満の就労	12	12																																											
	週4日	1日5時間以上6時間未満の就労	10	10																																											
		1日4時間以上5時間未満の就労	8	8																																											
		上記以外	2	2																																											
	週3日	1日7時間以上の就労	11	11																																											
		1日6時間以上7時間未満の就労	9	9																																											
	就労内定	週5日以上	4	4																																											
上記以外		2	2																																												
妊娠・出産	出産予定日2か月前の属する月の初日から出産日8週間後の属する月まで	18																																													
疾病等	入院中（原則1か月以上）	20																																													
	常時病臥・精神性（精神障害保健福祉手帳1～3級）	20																																													
	精神性（上記以外）	10																																													
	一般の治療中	8																																													
障がい	身体障害者手帳1・2級・療育手帳 A・B	20																																													
	身体障害者手帳3級・療育手帳 C	16																																													
	身体障害者手帳4級	10																																													
介護・看護	入院常時介護・看護 原則1か月以上	20																																													
	通院自宅介護・看護 通院週4日以上	16																																													
	通院自宅介護・看護 通院週1日以上3日以下	12																																													
	その他の介護・看護	10																																													
優先利用による指数																																															
両親不存在世帯 5																																															
証明書	ひとり親家庭（他に同居者がいない）	3																																													
	ひとり親家庭（他に同居者がいる）	2																																													
居住状況	単身赴任（他に同居者がいない） ※三郷市に隣接する市区（松戸市・流山市・吉川市・八潮市・流山市）以外に居住している場合	2																																													
	単身赴任（他に同居者がいる） ※三郷市に隣接する市区（松戸市・流山市・吉川市・八潮市・流山市）以外に居住している場合	1																																													
生活保護世帯で就労による自立支援につながる場合 2																																															
虐待防止等のため特別な支援を要する家庭 5																																															
障がい者	児童が心身に障がいをもつ場合	1																																													
	その他世帯員に心身に障がいをもつ者がいる場合	1																																													
兄弟姉妹が別々の保育施設を利用している場合 2																																															
兄弟姉妹が同じ保育施設を利用している場合 1																																															
申込日時点で世帯に保育料の滞納がある場合 △20																																															
□ は、支給認定期間を3か月間とする。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載日</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事由による指数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先利用による指数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計指数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員確認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更月</td> <td>4月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						記載日						事由による指数						優先利用による指数						合計指数						保護者確認						職員確認						変更月	4月				
記載日																																															
事由による指数																																															
優先利用による指数																																															
合計指数																																															
保護者確認																																															
職員確認																																															
変更月	4月																																														

◆必要書類チェックリスト

NO.	書類名	チェック欄
1	三郷市送迎保育事業利用申込書（表裏両面）	<input type="checkbox"/>
2	送迎保育利用にあたっての留意事項	<input type="checkbox"/>
3	疾病の場合、送迎不可であることの診断書※	<input type="checkbox"/>

※NO.3については、保育事由が「疾病」の方のみ必要となります。

◆留意事項

- (1) 別添の「送迎保育利用にあたっての留意事項」をよくお読み
いただいてからお申込み下さい。
- (2) 保護者が求職活動中や育児休業中の場合は、保育短時間認定
のため、送迎保育を利用できません。
- (3) 利用期間は最長 1 年間です。新年度で利用を希望する場合は、
改めて「三郷市送迎保育事業利用申込書」等の必要書類をすこ
やか課へ提出する必要があります。
- (4) 年度の途中で送迎保育の利用を中止する場合は、「三郷市送
迎保育事業利用中止届」をすこやか課にご提出ください。
- (5) 送迎保育に係るバス料金や延長保育料は、利用月の翌月上旬
に送迎保育ステーションから請求があります。請求額を送迎保
育ステーションの定める期限内に現金でお支払いください。
- (6) 利用者の人数や交通の状況等により、ルート及び送迎保育ス
テーションが変更になる場合があります。

記入例

様式第1号（第5条関係）

三郷市送迎保育事業利用申込書

令和6年〇月〇日

三郷市長 あて

保護者 住所 **三郷市花和田648番地1**
氏名 **三郷 太郎** 印
電話 **000(0000)000**

次の理由により三郷市送迎保育事業の利用を申し込みます。

送迎保育 ステーション名	みさとしらゆり送迎保育ステーション	
利用開始希望日	令和6年4月1日 から	
利用希望児童	フリガナ 氏名	生年月日
	ミサト ジロウ 三郷 次郎	令和〇〇年〇月〇日
送迎保育を必要とする理由	該当する項目番号に○をしてください。（1・2どちらも該当する場合は両方に○） ○ （1）保護者の就労、疾病、就学その他保育必要性の事由の状況により、保育標準時間内に送迎することが困難なため。 ○ （2）兄弟姉妹が別々の保育施設を利用しているため。	

◆R6送迎先マップ

